

大阪高等裁判所 令和●●年(○○)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(富田林税務署長事務承継者昭和税務署長再事務承継者宇治税務署長再々事務承継者昭和税務署長)

令和6年4月19日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・京都地方裁判所、令和●●年(○○)第●●号、令和5年10月20日判決、本資料273号・順号13894)

判 決

控訴人(一審原告)	甲
被控訴人(一審被告)	国
同代表法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	富田林税務署長事務承継者 昭和税務署長再事務承継者 宇治税務署長再々事務承継者 昭和税務署長 佐合 一信
被控訴人指定代理人	久富木 大輔
同	中村 拓史
同	花谷 愛華
同	三島 博文
同	星野 竜一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を京都地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要

以下で使用する略称は、特に断らない限り、原判決の例による。

1 事案の要旨

- (1) 本件は、控訴人が、富田林税務署長から、平成24年分の所得税並びに平成25年分ないし平成27年分の所得税及び復興特別所得税について、平成29年10月23日付けで、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(本件各処分)を受けたところ、本件各処分は、生活実態のない住所地を納税地とした点、控訴人を給与所得者であることを前提として課税している点において違法であると主張して、被控訴人を相手に、本件各処分の取消しを求め

た事案である。

- (2) 原審は、本件訴えが本件各処分につき適法な審査請求を経ずに提起されているから不適法であるとして、本件訴えを却下したところ、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

2 通則法の定め

通則法の定めは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2（原判決2頁25行目から3頁25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 前提事実

前提事実は、原判決「事実及び理由」欄の第2の3（原判決3頁26行目から6頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 本案前の争点に関する当事者の主張

本案前の争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第2の4（原判決6頁15行目から8頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 本案の争点に関する当事者の主張

(1) 控訴人の主張

本件各処分は、生活実態のない住所地を納税地とした点、控訴人を給与所得者であることを前提として課税している点において違法があるから取り消されるべきである。

(2) 被控訴人の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件訴えは本件各処分につき適法な審査請求を経ずに提起されているから不適法であると判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の第3（原判決8頁19行目から12頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁4行目の「原告は、」の後に次のとおり加える。

「富田林税務署長が平成29年12月11日付けで「申告書・届出書等の移送通知書」を控訴人に送付し、控訴人が同年11月20日付けで富田林税務署に提出した申告書・届出書等を上野税務署に移送した旨を通知したことをもって」

(2) 原判決11頁13行目の「できないし、」の後に次のとおり加える。

「また、そもそも、富田林税務署長の前記通知は控訴人の申し出た住所地を前提としてなされたものであって、これが真の納税地の判断を錯誤するように仕向けられたものとはいえない。そして、」

2 結論

以上によると、本件訴えは不適法であるから却下すべきところ、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。よって、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 森崎 英二

裁判官 岩井 一真

裁判官渡部佳寿子は転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 森崎 英二